

令和 6 年度 長野県地域防災計画の主な修正内容一覧

【令和 6 年能登半島地震を踏まえた修正】

項目	修正内容	修正理由
○避難所環境改善	風水害対策編 第 2 章 第 1 1 節 避難の受入活動計画 第 3 計画の内容 3 避難所の確保 (2) 実施計画 イ 【市町村が実施する計画】 (ケ) 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、</u>換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。 風水害対策編 第 3 章 第 1 2 節 避難受入及び情報提供活動 第 3 活動の内容 4 避難所等の開設・運営 (2) 実施計画 イ 【市町村が実施する対策】 (コ) 指定避難所における生活環境に<u>ついて下記の事項に</u>注意を払い、必要な措置をとる<u>ことで、</u>常に良好なものであるよう努めるものとする。 <u>a トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮</u>	迅速な避難所開設のため、避難所毎のレイアウトの作成について記載 避難所の環境改善のため、より快適なトイレの設置への配慮や、簡易ベッドの設置等について記載

項目	修正内容	修正理由
○物資調達・輸送体制の強化	<u>b 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供</u> <u>c 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</u> <u>d 入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保</u> <u>e 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握</u> <u>(a) パーティション等によるプライバシーの確保状況</u> <u>(b) 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</u> <u>(c) 入浴施設設置の有無及び利用頻度</u> <u>(d) 洗濯等の頻度</u> <u>(e) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u> <u>(f) 暑さ・寒さ対策の必要性</u> <u>(g) 食料の確保、配食等の状況</u> <u>(h) し尿及びごみの処理状況</u> <u>f 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</u> 風水害対策編 第3章 第10節 緊急輸送活動 第3 活動の内容 6 輸送拠点の確保 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (ア) <u>広域物資輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。</u> <u>また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。(危機管理部、地域振興局)</u>	被災自治体職員のみでは輸送拠点の運営は困難であるため、運送業者と連携

項目	修正内容	修正理由
○自治体間の支援体制の強化	イ【市町村が実施する対策】 (ア) <u>地域内物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。</u> <u>また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u> 風水害対策編 第2章 第5節 広域相互応援計画 第3 計画の内容 1 防災関係機関相互の連絡体制 (2) 実施計画 【県、市町村及び関係機関が実施する計画】 <u>オ 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u> <u>(県・市町村)</u> 6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備 (2) 実施計画 【県及び市町村が実施する計画】 協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の<u>選定、職員が自活できるような</u>資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。 また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備	し運営を図る旨を記載 県内外からの応援職員の受け入れをスムーズに行うため、受入体制整備の取組を記載 他県への災害支援に派遣される職員の体制整備を図るため、資機材や物資の内容を具体化

項目	修正内容	修正理由
○被災地の状況把握 及び侵入方策	するものとする。 風水害対策編 第2章 第3節 情報の収集・連絡体制計画 3 通信手段の確保 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 ※市町村が実施する計画にも同様の内容を記載 (エ) <u>通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)</u> 風水害対策編 第2章 第13節 食料品等の備蓄・調達計画 第2 主な取組み <u>4 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u> 風水害対策編 第4章 第2節 迅速な現状復旧の進め方 第3 活動の内容 1 被災施設の復旧等 (2) 実施計画 ア【県、市町村及び公共機関が実施する対策】 <u>(キ) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u>	通信が途絶している地域でも活用できる、衛星通信を活用したインターネット機器の整備を記載 孤立地域発生に備え、無人航空機等を活用した救援物資の運送方法を確保する旨を記載 早期の復旧を図るため、関係機関の連携体制の整備・強化を記載

【最近の施策の進展を踏まえた修正】

項目	修正内容	修正理由
○新たな総合防災情報システムの活用	風水害対策編 第2章 第3節 情報の収集・連絡体制計画 第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 ※市町村が実施する計画にも同様の内容を記載 <u>(コ) 国関係機関、市町村及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBOWEB)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。(全部局)</u>	迅速な情報収集を行うため、内閣府で構築している総合防災情報システムの活用を図る旨を記載
○水害対策の強化	風水害対策編 第2章 第1節 風水害に強いまちづくり 第3 計画の内容 2 風水害に強いまちづくり (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(全部局) ※市町村が実施する計画にも同様の内容を記載 (ア) 風水害に強いまちの形成 <u>g アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u>	排水施設等の機能不全によるアンダーパスの冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を実施する旨等を記載

項目	修正内容	修正理由
○避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援	風水害対策編 第2章 第11節 避難の受入活動計画 第3 計画の内容 6 <u>避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u> (1) 現状及び課題 <u>近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。</u> <u>また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。</u> <u>このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。</u> (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 <u>(ア) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、必要に応じて事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、市町村とともに検討するよう努めるものとする。</u>	「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」(内閣府)の策定に伴い、事前の在宅避難者への支援策の検討、車中泊避難者への情報提供及び物資の提供等、避難所以外で避難生活を送る方々への支援策を新たに記載

項目	修正内容	修正理由
	<u>(イ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を市町村とともに検討するよう努めるものとする。</u> <u>(ウ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を市町村とともに検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報に努めるものとする。</u> イ【市町村が実施する対策】 <u>(ア) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。</u> <u>(イ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>(ウ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u>	

項目	修正内容	修正理由
	風水害対策編 第3章 第12節 避難受入及び情報提供活動 4 避難所等の開設・運営 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (ア) 市町村長の報告等により、避難所の開設状況や在宅・車中泊避難者等への支援状況を把握し、国〔内閣府〕と共有するとともに市町村の要請に応じ指定避難所等に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。(危機管理部) (中略) <u>(カ) 在宅避難者等の支援拠点や車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、市町村と協力し、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u> イ【市町村が実施する対策】 <u>(ト) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> <u>(ナ) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u>	

【長野県地震防災対策アクションプランを踏まえた修正】

項目	修正内容	修正理由
○長野県地震防災対策強化アクションプランの策定を踏まえた地震防災対策の推進	震災対策編 第1章 第1節 計画作成の趣旨 5 長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた計画の作成等 <u>長野県地震防災対策強化アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）は、令和6年能登半島地震で顕在化した課題を教訓に、ハード・ソフトの両面から地震災害対策の充実・強化を目的に策定している。</u> <u>このため、県民、県、市町村及び関係機関は、アクションプランの基本目標である「耐震化の促進、避難所環境の改善等により、「地震災害ゼロ」に挑戦」を念頭に、5つの重点項目である、</u> <u>（1） 2つの孤立（情報の孤立、物資の孤立）の発生を防ぐとともに、発生時には早期解消を図る。</u> <u>（2） 自助・共助・公助、全ての面で初動対応のレベルアップを図る。</u> <u>（3） 全ての避難者の健康が維持されるよう、目標期限を定めて避難所TKBを実践する等、避難生活の“質”の更なる改善を図る。</u> <u>（4） 平時から耐震化の促進に努めるとともに、地震が発生した際の住家の被害認定調査の実施体制づくりを進める。</u> <u>（5） プラン全体を通して、高齢者・障がい者・女性・子ども・外国人などの皆様への配慮に努める。</u> <u>を踏まえ、10の具体的なアクションを中心に地震防災対策の推進を図るものとする。</u>	能登半島地震の教訓や最新の知見を踏まえた地震防災対策を推進するため、長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた対策を実施する旨を記載
○備蓄を検討する際の方向性	風水害対策編 第2章 第13節 食料品等の備蓄・調達計画 第1 基本方針 大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間可能な限り1週間<u>（孤立予想地域にあっては最低1週間。以下同じ。）</u>は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。	

項目	修正内容	修正理由
○孤立予想地域の関係機関との事前共有	(略) <u>また、県及び市町村は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」(令和6年10月11日付け6危第168号)に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。</u> 風水害対策編 第2章 第12節 孤立防止対策 第3 計画の内容 3 孤立予想地域の実態把握 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 県内の中山間地域などの集落における孤立予想地域をあらかじめ把握する<u>とともに、孤立地域発生時に備え、救出救助を行う機関との情報共有を行う。</u>(危機管理部)	適正な備蓄量を確保するため、備蓄量の検討に当たっては、県通知の内容を踏まえるよう記載 孤立地域の発生時に、迅速な救出救助に繋がるよう、救出救助機関との事前の情報共有を行う旨を記載
○他都道府県で発生した大規模災害への支援体制の強化	風水害対策編 第3章 第4節 広域相互応援活動 第3 活動の内容 2 応援体制の整備 (2) 実施計画 ア【県(危機管理部、関係各部署)、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】 (ア) 情報収集及び応援体制の確立 <u>a 県、市町村、公共機関及びその他事業者(以下「応援側」という。)は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等(以下「要請側」という。)から要請を受けた場合は、直ちに出動する。</u> <u>b 県は、県外で大規模災害が発生した場合には、長野県災害対策支援本部を設置し、全庁的な対応を行うものとする。</u>	他県での災害発生時において迅速かつ確実な支援を実施するため、「長野県

項目	修正内容	修正理由
○道路啓開等に関する計画の策定	<u>C 県及び市町村は、県外で大規模な災害が発生した場合には、一体となつて的確な支援を行うものとする。</u> <u>なお、必要に応じて支援県民本部を設置し、関係機関と連携した支援を行うものとする。</u> 風水害対策編 第2章 第27節 道路及び橋梁災害予防計画 第3 計画の内容 1 道路及び橋梁の風水害に対する整備 (2) 実施計画 ウ【関係機関が実施する計画】 <u>(ウ) 発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、道路啓開等の計画を作成する。（地方整備局）</u>	災害支援本部」の設置について記載 関係機関と連携し、速やかな道路啓開を進めるため、計画の策定等を記載